

## 【(介護予防)訪問リハビリテーション料金表】

(令和5年6月1日現在)

### ●基本料金/(介護予防)訪問リハビリテーション費

		要介護度区分		備考
		要支援1・2	要介護1～5	
20分以上	利用料金	3,070円/回	3,070円/回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による (介護予防)訪問リハビリテーションを行った 場合
	1割の場合	307円/回	307円/回	
	2割の場合	614円/回	614円/回	
	3割の場合	921円/回	921円/回	

### ●加算/介護予防訪問リハビリテーション

項目			備考
短期集中リハビリテーション実施加算	利用料金	2,000円/日	退院(所)・認定日から3月以内
	1割の場合	200円/日	
	2割の場合	400円/日	
	3割の場合	600円/日	
予防訪問リハ12月超減算	利用料金	△500/回	利用を開始した月の属する月から起算して1 2月を超えた期間に介護訪問リハビリテーショ ンを行った場合
	1割の場合	△5円/月	
	2割の場合	△10円/日	
	3割の場合	△15円/月	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成 に係る診療を行わなかった場合	利用料金	△500円/回	事業所の医師が診療を行っていない場合
	1割の場合	△50円/回	
	2割の場合	△100円/回	
	3割の場合	△150円/回	
サービス提供体制強化加算 I	利用料金	60円/回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち 、勤続年数7年以上の者を1名配置
	1割の場合	6円/回	
	2割の場合	12円/回	
	3割の場合	18円/回	

## ●加算/訪問リハビリテーション

項目			備考
短期集中リハビリテーション実施加算	利用料金	2,000円/日	退院(所)・認定日から3月以内
	1割の場合	200円/日	
	2割の場合	400円/日	
	3割の場合	600円/日	
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	利用料金	1,800円/月	事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同しリハビリテーション会議を行い継続的にリハビリテーションの質を管理した場合
	1割の場合	180円/月	
	2割の場合	360円/月	
	3割の場合	540円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	利用料金	2,130円/月	①(A)イを満たす ②利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出しサービスの質を管理した場合
	1割の場合	213円/月	
	2割の場合	426円/月	
	3割の場合	639円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	利用料金	4,500円/月	①(A)イを満たす ②リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明を行い、同意を得た場合
	1割の場合	450円/月	
	2割の場合	900円/月	
	3割の場合	1,350円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	利用料金	4,830円/月	①(B)イを満たす ②利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出しサービスの質を管理した場合
	1割の場合	483円/月	
	2割の場合	966円/月	
	3割の場合	1,449円/月	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用料金	△500円/回	事業所の医師が診療を行っていない場合
	1割の場合	△50円/回	
	2割の場合	△100円/回	
	3割の場合	△150円/回	
移行支援加算	利用料金	170円/日	リハビリテーションを行い、指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合
	1割の場合	17円/日	
	2割の場合	34円/日	
	3割の場合	51円/日	
サービス提供体制強化加算 I	利用料金	60円/回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者を1名配置
	1割の場合	6円/回	
	2割の場合	12円/回	
	3割の場合	18円/回	

注) 法定代理受領サービスを受ける場合は、原則として利用料と加算の介護保険負担割合証の割合をお支払頂きます。

注) 法定代理受領サービスの限度額を超えるサービスは、利用料全額(自費)お支払い頂きます。

## ●交通費

東根市・天童市・村山市・河北町以外の地域	550円(税込)/日
----------------------	------------

## ●利用日と利用料の目安

利用日	毎週: 月・火・水・木・金・土 曜日	月	回程度利用
利用料	負担金(保険分)	月	円程度
	交通費(自費分)	月	円程度
		計	円程度